

令和6年度第12回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年3月25日(火)午前9時30分から午前10時25分

2. 開催場所 上下町民会館 2階会議室

3. 出席委員 9人

1番	秋山 剛	2番	坂永年弘	3番	野津田はるみ
4番	田中智文	5番	小森山仁司	8番	末宗龍司
9番	古城竹吉	10番	竹内茂樹	11番	小寺 旭

推1番	居神友久	推2番	上岡稔弘	推3番	上門三義
推4番	濱保敬志	推5番	向田定男	推6番	横山寿人
推7番	大野 宏	推8番	平迫 豊		

4. 欠席委員 6番 瀬尾 毅 7番 木戸安江

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第51号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第52号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第31号 農地法第4条の規定による届出について

報告第32号 農地法第5条の規定による届出について

報告第33号 農地法第18条の規定による届出について

報告第34号 取消願いの受理について

第5 その他

(1) 令和7年4月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田淵 哲也

農地係主事 上藤 匠馬

8. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和6年度第12回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】(会長挨拶)

本日の欠席委員は6番 瀬尾委員、7番 木戸委員です。定数に達しておりますので、令和6年度第12回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりで。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、3番 野津田委員、4番 田中委員を指名します。よろしくをお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第48号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第48号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1及び番号2を小森山委員お願いします。

【農5番 小森山委員】 3月18日に小寺会長、事務局の3名で現地確認を行いました。番号1については、高木駅から北へ約1kmの住宅街に位置しています。譲渡人は会社勤めのため耕作管理が困難であることから、隣接地に居住している譲受人に売却されるとのことです。譲受人は野菜栽培等で耕作をされていくとのことと管理も容易であり問題ないと思われま。

番号2については、土生町から栗柄町へ抜ける市道沿いに位置しています。譲渡人は遠方に居住しており耕作が出来ないため親族に管理してもらっていましたが、親族も高齢となったため譲渡先を探していたところ、自給野菜を耕作したいと思われていた譲受人と話がまとまり、今回の申請となりました。現地は山沿いの傾斜地にある畑でしたが、手入れがされており譲受人も続けて耕作をしやすいと思われま。ご審議の程よろしくをお願いします。

【議長】 ただ今の事務局の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。それでは、議案第48号は提案どおり許可妥当とすることにご異議ありませんか。

（異議なし）

【議長】 異議なしと認めます。それでは、議案第48号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】 続いて、議案第49号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第49号説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を大野委員お願いしま

す。

【推7番 大野委員】事務局と現地確認を行いました。権利設定は親子間での契約となり、現在も引き続き耕作されているため問題ないと思われま

【議長】続いて、番号2を小森山委員お願いします。

【農5番 小森山委員】3月18日に小寺会長、事務局の3名で現地確認を行いました。現地は、府中松永線の旧道との分かれ道から約100mに位置しています。借受人が以前より耕作していたところで、現在も耕作管理をしっかりとされているので問題はないと思われま

【議長】続いて、番号3を坂永委員お願いします。

【農2番 坂永委員】申請地は以前、地区外から耕作に来られていた方がいましたが、耕作者の居住地から離れているところだったため、3年前に耕作を止められたところです。以前の耕作者と今年3月末に利用権設定を解除されたため、新たに地元の農事組合法人に作業を委託して耕作をされることになりました。問題はないと思われま

【議長】続いて、番号4から番号16を濱保委員お願いします。

【推4番 濱保委員】番号4から番号6につきまして、貸付人が自身では耕作困難であることから、借受人に以前から耕作を依頼していたところです。引き続き耕作をされるとのことで、問題ないと思われま

続いて、番号7から番号15につきまして、元々農業法人が貸借契約で耕作管理をしていたところですが、農業機械の運搬や労働力問題等のため、耕作を止める意向が示されました。このため地元で協議して分担耕作することとしたものです。

続いて、番号16につきまして、以前は別の方が借りて耕作をされていましたが、この度に隣接水田を耕作している私自身が引き受けることにしました。以上、よろしくお願

【議長】続いて、番号17から番号19を上門委員お願いします。

【推3番 上門委員】3月20日に古城委員と現地確認を行いました。番号17及び番号18は、吉野集会所の上であり、県道三原東城線の右側になります。現況は、区画整備の行われた地区で水稻作付には条件の良好な場所です。貸付人は高齢となり、農業後継者もおられないため、以前より耕作をお願いしている借受人と今回正式に権利設定を行うことにしたそう

です。番号19については、階見賀茂神社から上下方面に約500mの矢多田川左岸に位置しています。現況は、区画整備の済んだ土地で申請地に隣接している農地を借受人が長年耕作されています。貸付人は高齢で体調が優れないことから、借受人にお願いされるとのことです。借受人は広範囲に稲作が行われている方で問題ないと思われま

【議長】続いて、番号20及び番号21を居神委員お願いします。

【推1番 居神委員】3月16日に古城委員と現地確認を行いました。

番号1の現地は、国道432号線沿いの有福谷山商店から東へ約400mにある有福生

活改善センターの裏手に位置しています。申請地は、貸付人が長年水田として耕作されてきたところですが、他方でされている野菜づくりが忙しく手が回らないため、隣接地を耕作されている借受人に依頼してこの度の契約となりました。借受人は周辺で数反の稲作を毎年行っており問題ないと思われま

す。番号2の現地は、県道三原東城線の旧吉野小学校から北へ約300mに位置しています。貸付人は遠方に居住しており耕作出来ないため、平成27年から現在まで耕作されている借受人に引き続き依頼をするとのこと

【議長】続いて、番号22から番号24を上岡委員お願いします。

【推2番 上岡委員】この3件は経緯が同一の為まとめて説明します。昨年までは、地元の農業法人が契約され耕作していたところですが、圃場が点在しており遠方であるため、営農組合で協議を行った結果、対象の圃場に近い耕作者で受けることとなりました。いずれも耕作可能な環境であり、バックアップとしては営農組合もありますので問題ないと思われま

す。【議長】ただ今説明のありました議案について、審議していただきますが、農業委員会等に関する法律第31条で「農業委員会の委員は自己等に関する事項については、その審議に参加することが出来ない。」とあります。番号3は坂永委員に関する事案ですので、議事に参与出来ません。坂永委員は暫時退席をお願いします。

(坂永委員 退席)

【議長】先程の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第49号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第49号は提案どおり承認とします。

(坂永委員 入室)

【議長】議事を再開します。続いて、議案第50号 農地法第4条の規定による許可申請について事務局から説明してください。

【事務局(上藤)】(議案第50号説明)

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を濱保委員お願いします。

【推4番 濱保委員】3月14日に末宗委員と現地確認を行いました。現地は、国道432号の松崎トンネル南出口から南へ約200mの国道沿いに位置しています。こちらは、一昨年12月の総会で農振除外が認められた土地です。山中の墓地を申請地へ移す目的での転用申請とのこと

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 50 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 50 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第 51 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 51 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 を小森山委員お願いします。

【農 5 番 小森山委員】3 月 18 日に小寺会長、事務局の 3 名で現地確認を行いました。現地は、芦田川右岸沿いにある釈迦院の西側で、土生の大池の谷筋にある水田地域です。譲渡人は耕作をすることなく申請地は休耕状態となっていました。譲受人は、太陽光発電施設用地を探していたところ、当該申請地所有者と話しがまとまり譲り受けられるとのことでした。周辺には既に太陽光パネルが設置されており、雨水等の排水も水路があるため問題ないと思われまます。ご審議の程よろしく申し上げます。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 51 号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 51 号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第 52 号 非農地証明交付申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 52 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 を井上委員ですが、欠席とのことで原稿を預かっておりますので、事務局で読み上げます。

【事務局（上藤）】3 月 17 日に平迫委員、大野委員、事務局の 4 名で現地確認を行いました。申請地は昭和 50 年頃から耕作を止められて約 40 年以上が経過しております。

既に山林原野化しており、農地として今後耕作するのは困難と思われますので、よろしくお願ひします。以上です。

【議長】続いて、番号2を大野委員お願ひします。

【推7番 大野委員】3月17日に井上委員、平迫委員、代理人、事務局の5名で現地確認を行いました。元々は伯祖父が耕作していましたが、昭和52年に亡くなられて以降誰も耕作をしておらず、近隣に親族や管理者もいない状態です。現地には、笹や雑木が生えて山林原野化しており、農地としての再生は不可能だと思われます。よろしくお願ひします。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませぬか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第52号は提案どおり承認とすることにございませぬか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第52号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第31号から第34号について、一括して事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第31号から第34号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませぬか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、令和7年4月25日（金）午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【議長】それでは、次回は令和7年4月25日（金）午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦勞様でした。

令和7年3月25日

議長（会長）

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人